

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年11月7日
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 平井 一夫
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 村上 敦子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 村上 敦子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 163,780,000円 （注） 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、2017年 10月30日現在の株式会社東京証券取引所における当社普 通株式の終値（4,310円）を基準として算出した見込額 です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2017年10月31日付で関東財務局長に提出した有価証券届出書の参照書類につき、当社は、四半期報告書（事業年度（2017年度）第2四半期 自 2017年7月1日 至 2017年9月30日）を2017年11月7日に関東財務局長に提出いたしました。これに関連して、当該有価証券届出書（添付書類を含む。）の記載事項のうち訂正又は削除すべき事項があったため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

第101期第2四半期（2017年7月1日から2017年9月30日まで）の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2016年度）（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）
2017年6月15日に関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（2017年度）第1四半期（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）
2017年8月7日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2017年10月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2017年6月20日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2017年10月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第1号及び同条同項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を2017年10月31日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2016年度）（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）
2017年6月15日に関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度（2017年度）第1四半期（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）
2017年8月7日に関東財務局長に提出

(2) 事業年度（2017年度）第2四半期（自 2017年7月1日 至 2017年9月30日）
2017年11月7日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2017年11月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2017年6月20日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2017年11月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第1号及び同条同項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を2017年10月31日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2017年10月31日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2017年10月31日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2017年11月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2017年11月7日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

以 上